

老人と犯罪

—せまりくる老齡化社会のために—

A.A. マリンチャック 著

辻 本 義 男
西 村 春 夫 監訳



成 文 堂

老人と犯罪

—せまりくる老齡化社会のために—

A.A.マリンチャック著

辻本 義男 監訳
西村 春 夫

成 文 堂

訳者紹介

辻本義男

明治大学講師、犯罪と非行
に関する全国協議会理事
(著書) 史料 日本の死刑廃止論 (成文堂)
アジアの少年法 I, II (監訳) (成文堂)

西村春夫

科学警察研究所室長
(著書) 犯罪・非行と人間社会 (共編) (評論社)
講座「少年保護」1 (共編) (大成出版社)

老人と犯罪

—せまりくる高齢化社会のために—

定価 2000 円

1983. 11. 20 第1刷発行

© 1983. Tsujimoto, Nishimura

著者 A. A. マリンチャック

訳者 辻本 義男
西村 春夫

発行者 阿部 耕一

162 東京都新宿区早稲田鶴巻町514

発行所 株式会社 成文堂

電話03 (203)9201(代) 振替 東京 9-66099

製版 日成エンタープライズ 印刷 上野印刷 製本 佐抜製本

☆落丁・乱丁はおとりかえいたします☆

3032-074091-3851

検印省略

Original Title : Crime and Gerontology

©Alan A. Malinchak, 1980.

Japanese edition published by Seibundo Ltd.,
Tokyo, arranged with Prentice-Hall, Inc.,
Englewood Cliffs, New Jersey

老年学は、今世紀半ば以来、アメリカ社会において重視されるようになってきた。大学でこの方面の講義要目が確立され、定年退職者のセツルメントや老人ホームが企業化され、そして高齢者の世話をする仕事の専門化が要求されるようになったことと軌を一にしている。

アメリカにおいて、平均寿命は一九二〇年には、五四・一歳。そして、一九七四年には七一・九歳にまでのびた。じつに半世紀の間におよそ三分の一ののびである。人口構成のこの変化は、ほとんどのすべての社会制度、すなわち、経済や税金問題、労働市場、福祉計画、政治的リーダーシップそして、刑事司法制度にまで深刻な影響を及ぼしている。

本著は、高齢者及びその高齢者の刑事司法制度とのかかわりかたに焦点をあてる。高齢者は犯罪の被害者とみられ、犯罪防止計画は、その被害を少くするために論じられる。また、本著は、刑事司法制度の中でボランティアとして活躍する、定年で退職した高齢市民の働きぶりを検討する。さらに、本著は、他では慎重に考慮されたことがない犯罪者として的高齢者の問題についても議論をすすめる。一定収入のある定年退職者による隠居地での万引きや社会福祉の悪用のニュースはしばしばあるが、これらの罪は軽いものである。一九七六年のFBI統一犯罪報告 (FBI Uniform Crime Reports) に

よれば、六五歳以上の検挙者は、七五、五二二人で全検挙者の一・二％にあたる。指標犯罪 (Index Crimes 大部分は重い犯罪) では、六五歳以上で一三、八九七人、〇・六％であった。また、ネブラスカ州のリンカーンで出版された「矯正学概論」 (Correctional Compendium) の中で一九七七年四月に報告された二六州の一斉調査では、六五歳以上の受刑者の、全成人受刑者に対する割合は、コロラド、デラウェア、ウィスコンシン州の〇・二％から、ウェストバージニア州の一・三％までで、平均〇・五％と指摘している。この比率から、合衆国における六五歳以上の受刑者は、約一、四〇〇人と推定される。軽犯罪で逮捕された高齢者は酩酊や風紀を乱す行為などが多いが、刑務所に入る重罪では、殺人、暴行、子女虐待、偽造、強盗、窃盗などがある。

寿命が延びた結果、社会には複雑な動きが出て来ている。たとえば、大きな家族単位から核家族または単身者世帯へと居住形態の変化、老人扶助を含む社会保障制度の発達、また、一九六七年の「雇用に関する年齢差別防止法」 (Age Discrimination and Employment Act) に違反して年齢による雇用差別を行なったことに対する民事訴訟の動きが指摘される。本著では、刑事司法制度に対する、寿命延長の影響をのべている。刑事司法制度に特別のかかわりをもつに至ったという点で、拡大する高齢者はアメリカ社会に新紀元を生み出したといえる。したがって、本著はその社会の流れの中にあるすべての人びとに読んでいただきたいのである。

序

世論調査によると、犯罪問題は、つねに重大な関心事として注目をあびている。

すべての人は、皆犯罪の被害者となり得るが、高齢者の場合は、他の年齢層にくらべてより被害者となる割合が高い。全体的な高齢者の増加とともに、最も被害を受け易い高齢アメリカ人の研究が、今や必要とされてきている。

犯罪は新しいものではなく、過去、現在そして未来へ向って社会の中で一つの役割を演じていくであろう。だが犯罪と老人との関係は比較的新しい研究分野で、まさに国家的問題として浮かび上ってきた。過去においては、犯罪が如何に青年に影響をおよぼし、その結果がどうなるかを社会はみつめてきた。現在論じられている犯罪理論や犯罪防止プログラムでは、青年を基準として使用している。

二一世紀は、かけ足で近づいているが、犯罪と老人については、特に展望を必要とする時である。犯罪学者、刑事司法の実務家、そして学者や一般人に対して老人に対する犯罪をなくす方法があることを説得するのが、本著の目的ではない。

犯罪は決して根絶出来ず、ただ抑制するだけであることを認めようとしなないのは、私たちの刑事司法制度の問題の一つといえよう。

むしろ本著は、高齢市民に対して関心を持っている個人や組織・団体に属している人びとに、現状を説明し、明らかにしようとするものである。それらを理解することが出来たなら、責任感にもえ、これから老人問題にとり組もうとしている人びとの良心は、大いに刺戟を与えられるであろう。さらにそれらに加った人びとが、老人を含む市民仲間から得られる恩恵を知るようになれば、犯罪への傾向はおさえられるだろう。

本著が、現在の老人をとりまく悪い状況に対して注意を喚起することができれば、その目的は十分達せられたと言ってよいであろう。

各章の大意は下記の通りである。

第一章

この章では、犯罪と老年学が現在なぜ関心を持たれ、意義深いものであるかが議論される。分析のための概念枠組が考案され、次の諸問題の短い要約、その論旨が提示される。すなわち、(1)被害者としての老人 (2)老人のための犯罪防止プログラム（とくに環境に重点をおき立案されたもの）(3)刑事司法制度においてボランティアとして働らく老人 (4)犯罪者としての老人。

第二章

この章では、なぜ老人が他の年齢集団に比べて犯罪の被害を受け易いかを議論する。全国のおよび地域的資料（例えば LEAA [Law Enforcement Assistance Administrations 法執行援助局] の統計）を用いて、

次のような問題に特別な考察を行なっている。すなわち、(1)老人が被害者となる特別な問題、(2)暴力による被害と非暴力による被害、(3)被害を恐れるあまり、老人が閉じ籠ることによる問題。

第三章

老人に対する犯罪防止プログラムを遂行するとき、現在、合衆国で行なわれている他のプログラムにどのような影響を与えるかを論じる。そして、老人に対する犯罪の具体例を分析することにより、犯罪防止プログラムが、犯罪による被害に伴う問題をどのように解決するかの実践的価値をさぐる。

第四章

人びとがなぜ老人の強制的退職・引退に賛成しまたは反対するかには多くの理由がある。

退職・引退は知力の減退や生産性低下を意味するとはいえない。ここでは、次の事柄が議論される。(1)なぜ老人はボランティア活動が望ましいのか、(2)老人ボランティアを用いるときの組織の利害得失、(3)老人ボランティアを役立てている刑事司法制度における現行のプログラムの分析。

第五章

解除理論 (disengagement theory) と活動性理論 (activity theory) は老人学の分野ではいつも対立し合っている。しかし、ここでは「老いた」の語を「効果的な」(解除)、および「仕事に似た」役割(すなわち、活動性)と置き換える概念を用いて、どのようにして、そして何故に、老人は犯罪活動・行動に関与するのかが論じられる。その内容は以下のものを含む。(1)金銭的依存対金銭的独立、(2)地

位の喪失、(3)交友を求め、注意を引こうとする要求、(4)合法的な社会構造内での閉ざされた機会、(5)上部構造対過剰人口問題。

第六章

私たちは皆、実際、老齡化という過程の被害者であると同時に、犯罪の被害者となる可能性をもつ。第五章までに述べられたことを土台として本章は、犯罪と老年学の分野で、例えば、(1)老人に対する生涯教育プログラム (2)老人の被害報告を増進するための技術について、勧告と改革を試みに提案する。

以上のように本著は、犯罪と老人の領域における今日的情報の大要を、テキストまたは参考資料として、提供するものである。

アラン・A・マリントン

ニューヨーク、スパーキル

セントマス・アキナス・カレッジ (刑事司法政策講座)

図 表

- 一一一表 全人口および六五歳以上老人の人口、男女別人数、推計数（一九七五年～二〇〇〇年）（一三三頁）
- 一二表 一二歳以上および六五歳以上の者が特定の対人犯罪により被害をうけた割合（一九七三年上半期）（一八頁）
- 一三表 特定犯罪による一二歳以上の世帯主および六五歳以上の世帯主の被害率（一九七三年上半期）（一八頁）
- 一四表 刑法犯の比較（三二頁）
- 一五表 老人に対する援助資源（三二頁）
- 二一表 犯罪と高齢者（一九七四年、一九七五年 フロリダ州セントピータースバーグ）（六八頁）
- 二二表 年齢別被害（六九頁）
- 二三表 被害者総数中に占める高齢市民被害者（七〇頁）
- 二四表 ニューヨーク市 月別全殺人数（七一頁）
- 二五表 ニューヨーク市 六五歳以上老人の殺人（七一頁）
- 二六表 高齢者（六〇歳以上）に対する第一級犯罪（フロリダ州マイアミビーチ）（七二頁）
- 三一表 老人のために実施されている犯罪予防計画（二〇三頁）
- 三二表 侵入個所別押込盗（カリフォルニア州）（一三八頁）
- 三三表 侵入個所別押込盗（テキサス州ダラス）（一三八頁）

三―四表	郵便利用詐欺の捜査（一九七五年）（一四三頁）
四―一表	六ヶ国における二〇年間にわたる可動労働人口の比率（アメリカ・日本、フランス、西ドイツ、スウェーデン、イギリス）（一六六頁）
四―二表	一対の連想語を習得する平均試行回数（一七三頁）
四―三表	法執行機関におけるボランテニア計画（一八一頁）
五―一表	犯罪と高齢者（一九七四年、一九七五年）（二三四頁）
五―二表	年齢別検挙者数（一九七二年―一九七六年）（二三六頁）
五―三表	年齢別検挙者（フロリダ州ジャクソンビル）（二三八頁）
一―一図	犯罪と老年学の四つの主な論点（一五頁）
二―一図	被害者率（一九七四年）（六二頁）
二―二図	被害者率（一九七五年）（六三頁）
三―一図	犯罪の被害をうけやすい家屋（二一一頁）
三―二図	犯罪の被害を防止するために改善された家屋（一二二頁）
三―三図	容疑者確認チャート（一二二頁）
三―四図	ひったくり防止ステッカー（一二三頁）
三―五図	標識運動の記録（一五六頁）
四―一図	高齢市民犯罪防止契約（一九二頁）
四―二図	ボランテニア活動申込書（一九二頁）
五―一図	閉ざされた好機（二二〇頁）
五―二図	わいせつな露出（ストーリーキング）（二二四頁）

目次

まえがき

序

第一章 序論

一	なぜ犯罪と老年学を研究するのか	1
二	犯罪と老人	12
三	被害者としての老人	16
四	老人と犯罪予防	21
五	ボランティアとしての老人	26
六	犯罪者としての老人	30

七 要約	35
------	----

付・フロリダ・スコット・マックスウェル著「わが生涯の

頂点に立ちて」(抄録)	37
-------------	----

第二章 被害者としての老人	49
---------------	----

一 被害者としての老人	49
-------------	----

二 ジョン・M・ガロ(市民)の陳述	50
-------------------	----

三 犯罪の恐怖	56
---------	----

四 老人は被害をうけやすいか	59
----------------	----

五 統計	66
------	----

六 被害者になることは何を意味するのか	70
---------------------	----

七 老人の被害を解決する手がかりは何か	77
---------------------	----

八 被害者補償	78
---------	----

九 要約	91
------	----

第三章	老人と犯罪予防	99
一	高齢者のための犯罪予防	101
二	一般的犯罪予防活動	103
三	環境設計による犯罪予防	107
四	高齢者に対する対人犯罪・財産犯罪予防計画	116
五	対人犯罪に対する犯罪予防活動	119
(1)	カリフォルニア州法務長官府犯罪予防室	119
①	良き目撃証人となること	120
②	ひったくり	122
③	公共交通機関における安全性	125
④	休日の危険に対する助言	125
(2)	カス・コリドー地区老人安全対策——ミシガン州デトロイト	127
(3)	対高齢者犯罪プログラム——フロリダ州サラソタ	129
(4)	いのちの電話運動——ウェストバージニア州ハンティントン	130
(5)	おはよう運動——ウェストバージニア州チャールストン	130
(6)	良き隣人作戦——インディアナ州エバンスビル	131

六

(7) 犯罪防止と高齢市民——フロリダ州ジャクソンビル	132
(8) 高齢者に対する「犯罪に御用心」運動——ミネソタ州 ミネアポリス	133
財産犯罪に対する犯罪予防活動	134

(1) 高齢市民に対する犯罪予防プログラム——オレゴン州	
------------------------------	--

コテジ・グロープ	134
----------------	-----

(2) 施錠プログラム——インディアナ州サウスベンド	135
----------------------------------	-----

(3) 高齢市民に対する強盗対策班——ニューヨーク州ブロンクス	136
---------------------------------------	-----

(4) 「標識」運動——ミネソタ州セントポール	137
-------------------------------	-----

(5) 高齢者安全保障——フロリダ州セントピータースバーグ	137
-------------------------------------	-----

(6) 地区監視人——ニューヨーク州ジャマイカ	139
-------------------------------	-----

七

信用詐欺に対する犯罪予防活動	140
----------------------	-----

(1) カリフォルニア州法務長官府犯罪予防室	140
------------------------------	-----

① 家庭訪問販売員	140
② 投資詐欺	141

③	いんちき治療	142
④	郵便利用詐欺	142
⑤	事業関連詐欺	143
⑥	家屋修理——不動産詐欺	143
⑦	医療詐欺	143
⑧	銀行調査員を装った詐欺	144
⑨	家屋修理人を装った詐欺	146
⑩	横領詐欺	147
八	犯罪予防に係る機関	152
九	要約	153
第四章	ボランティアとしての老人	163
一	労働人口としての老人	165
(1)	引退（退職）	167
(2)	定年退職	169
二	高齢者についての神話	171
三	ボランティア活動	175
(1)	高齢ボランティアができること	184